「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、当社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて、企業理念にある「社員一人ひとりの個性、感性、創造性を最大限に発揮」を実現させるため、期待される役割の重さ(ビジネスバリュー)と、その役割をどの程度果たしたかというアウトプットを成果とし、「評価に基づく適切な昇格」「賞与原資の配分」を行うとともに、各社の賃上げ動向や給与水準等も考慮しつつ、必要に応じて「給与体系の見直し」を実施します。また、教育訓練等についても、昇格の都度、企業理念および組織目標の認識、業務遂行に必要な知識・能力の向上を目的とした階層別研修を実施。開発技術面においても、社外研修や社内勉強会に積極的に参加することで新しい技術トレンドに遅れないよう、全社的に人材育成に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。 なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マル チステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・ パートナーシップ構築宣言のURL

[https://www.biz-partnership.jp/declaration/75308-07-00-tokyo.pdf]

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2024年12月4日

NSW株式会社 法人の名称 代表取締役 執行役員社長 多田 尚二 代表者の役職及び氏名